

近世後期摂津国における溜池の運営と利用

—島下郡松沢池を事例に—

高橋 伸拓

1. はじめに

筆者は前稿において、茨木市内最大の溜池である松沢池の造成について、造成を提案した上穂積・中穂積・下穂積村（以下、総称する場合は穂積3か村とする）と倍賀村が御三卿一橋家領へ編成された点に注目し、考察を行った。

結果、松沢池の造成は、下穂積村出身で一橋家の蔵元である殿村平右衛門らや、一橋家領の郡山宿本陣梶家、郡村の忠兵衛らの出資を受けて造成され、これら一橋家領でのネットワークや一橋家と関係のある金融業者に期待して造成が進められたことを指摘した（高橋 2016）。

こうして造成された松沢池の展開については、『新修茨木市史第二巻通史Ⅱ』の記述が最新であり、松沢池の造成と、用水をめぐる嘉永6年（1853年）・文久元年（1861年）の紛争を概括している。ここから松沢池の運営・利用にあたって様々な問題が生じていたことがうかがえ、今後は松沢池の造成が地域にどのような影響を与えたのかを検討する必要がある。

そこで本稿では、穂積3か村と倍賀村・穂積出作（註1）の松沢池の運営と利用について、池をめぐる争論から検討し、最後にこうした争論が発生した理由について考察する（註2）。

本論に入る前に、穂積3か村と倍賀村・穂積出作の水利の状況を確認しておく。倍賀村は、安威川の一ノ井堰から取水していた（註3）。一方、穂積3か村は、大井の井手という福井村領の佐保川から取水し、中河原・上野・郡村を経て到達する用水路を利用していた（【図1・2】参照）。倍賀村も取水し、上中条・下中条・畑田・五日市村なども取水したため、これら村々と中穂積・下穂積村の間で何度も争論が起きていたという（註4）。

このように倍賀村や穂積3か村は、川から用水を得ていたが、取水していた村の中でも下流に位置しており、十分な用水を確保できず、河川からの用水確保に不利な地理的位置にあった。



図1 安威川筋図

（奈良村文書3、茨木市立文化財資料館保管）

2. 天保期の松沢池をめぐる動向

ここでは、天保期の松沢池をめぐる動向を検討する（註5）。天保5年（1834年）8月18日、穂積3か村と倍賀村・穂積出作の村役人が松沢池の造成費用の返済を検討している。造成費用の借財が銀87貫余あったが、当時は70貫目残っており、銀主らの催促が厳しく、借り替えて返済を相談していた。一橋家の蔵元から、より低利で1か月5朱、10か年賦元利返済で借用したいと川口役所に願い出て、認められている。

加えて、松沢池の池床の年貢減免も検討されており、同年10月28日、一橋家の郷宿木屋太助が



図2 三穂積・倍賀新池築立絵図
(奈良村文書4、茨木市立文化財資料館保管)

松沢池の地所の年貢減免について絵図ではなく、より精確な絵図を作製するように伝えている(註6)。同年11月12日に4か村の村役人は、松沢池の池床の年貢減免を川口役所へ願い出ている。

5年後の天保10年4月22日にも4か村の村役人が川口役所に池床の年貢免除を願い出ている。領主が一橋家となって、「別而御威光之 御屋形様」のため、他領地続きの村々も「御威光ニ相恐候哉」という中で松沢池の造成を願い出たが、一橋家の許可は下りなかった。村々の意見も揃っているため造成を行ったが、凶作が続き、池床の年貢免除を願い上げたとする。

こうして、天保5年・10年には造成費用の借財返済仕法の変更、池床にかかる年貢減免を願い出、諸負担の軽減が検討されていた。

天保11年には、池造成費用の借財が銀70貫目・年5朱の利息で、元利10か年賦の返済仕法を認められたことについて、この規定として、①池床の年貢・諸役の上三ヶ村(註7)の負担、②切池(註8)からの取水、③松沢池の堤下にある新池への貯水、④松沢池から取水する新溝の設置と負担、⑤松沢池の樋の錠設置と取水の順番、⑥4か村の



註：『新修茨木市史 史料集14 村明細帳』(2010年)収録の「茨木市域近世村略図」を加工して作成

図3 松沢池と関係村位置図

相談による池の修葺、⑦4か村の順番による毎年の池の勘定について記されている(註9)。これは下書きであり、実施されたかは不明であるが、この時点で松沢池の運営と利用の細かい取り決めが検討されていたのである。

3. 嘉永4年の三宅郷との争論

ここでは、嘉永4年(1851年)の穂積3か村・倍賀村と三宅郷の村々との一件を検討する(註10)。同年7月10日、三宅郷の村々(下郷7か村(註11))の百姓惣代7人が下穂積村庄屋利右衛門に対して、近年雨降りの時は、松沢池より多分の悪水(排水)が流れ、三宅郷の村々の農業に支障があるので、①池の余分な水の流下減少、②旱損時の用水の融通を相談し、同月20日に下穂積村が川口役所にうかがっている。

同年7月27日、下穂積村の役人が隣村の宇野辺村の役人に対して、上記の件を相談している。松沢池の堤下げ普請の時に浅川(註12)の南堤は宇野辺村の境であるため、同村の役人に問い合わせ、支障がないと返答があり、これまで何もなかった。しかし同年7月10日、枝郷6か村の百姓惣代と宇野辺村の百姓代が、上記の件の返答を

求めてきた。川口役所からは先年の通りに意見を合わせるように指示され、相談している。

4か村（穂積3か村と倍賀村）は、相談して下郷7か村への返答をまとめている。松沢池の堤の北から以前の通りに余分な水を流し、南の山縁に水を溜めて、大水の時は堤が切れないようにして流している。南の山縁の貯水地は、堤の北の流しより3尺（約90センチ）高くしていたところ、当6月8日に大雨で南の貯水地の流しから水が流れ、水路が南流して下郷7か村に流れ込んで農業の支障になるため、1尺上げて北の流しより4尺高くして和談したいとする。すなわち、水が流れ出ない方策を提案している。

これに対して下郷7か村は、①松沢池の堤の1丈（約3メートル）切り下げ、②浅川の付け替え、③下郷7か村への用水の融通を提案し、4か村は高槻藩役所（註13）に見分を依頼している。①については、松沢池の堤の高さは6間で約12メートルあり、これを下げて約9メートルにし、池で水を溜める量を減らして、余分な水が流れないようにということを提案しているものと考えられる。

こうした中で、同年8月12日、穂積出作の年寄が、三宅組が去る10日夜、蔵垣内村の氏神へ多人数が集まり、竹鎗などを用意して当組合村へ理不尽に入り込もうとしていると高槻藩役所に届けている。しかし、穂積出作は竹鎗などをたしかに確認したのかを糾されている。竹鎗などは確認しておらず、推測で届けたことを陳謝し、実際には徒党はなかった（註14）。

以上、嘉永4年の三宅郷との争論を検討してきた。双方の提案の結果は不明であるが、松沢池の造成によって悪水が流れて、農業に支障が出るという影響が確認された。これによって、三宅郷が徒党を組んでいると推測されるほどの緊張関係にあった。下穂積村が特に対応に追われ、こうした一件が、以後の下穂積村と上穂積・中穂積・倍賀村との対立につながる一因になったものと考えられる。

4. 嘉永7年と文久元・2年の動向

ここでは、まず嘉永7年（1854年）の一件を検討する。同年3月12日、下穂積村が郡村庄屋の武助と小野原村庄屋の市兵衛に松沢池の利用に

ついて相談している。文政11年2月に下穂積村だけで川口役所へ松沢池の年貢減免のことを願ったが、新規のため認められなかった。上三ヶ村からの池床提供の頼みがあって村内で相談した。池床とする谷合いは、文政期頃に先の領主阿部家へ願ひ上げ、下流の奈良村へ掛け合ひ、今後掘り広げないとの一札を奈良村へ差し入れた。池床の地所は本田で年貢減免が認められないため断ったところ、取締役の郡村正左衛門の仲介によって村内で再び相談した。

さらに、下穂積村では、本田と山地が永代の潰れ地になれば難渋すると断ったが、正左衛門の仲介によって池床について了解している。切池、越石地、他に高田地まで水を引き入れ、4か村とも旱損の愁いはなくなった。しかし、米を作っている地面を潰すことについて取り替わしが延引になっているとする（註15）。

嘉永7年には、下穂積村が松沢池の池床となった田地を潰した事など、上三ヶ村への不満があらわれるようになった。

次に、7年後の文久元年（1861年）の動向を検討する（註16）。同年8月12日、上三ヶ村の村役人が川口役所に歎願書を出している。当8月2日に上三ヶ村は、下穂積村から松沢池の用水を3日間休み、切池から抜き取るように言われた。上三ヶ村は順番通りに取水したかったが、下穂積村が急難を言うため松沢池の用水を引き取らせたいにもかかわらず、下穂積村が他領の下中条村へ用水を渡したことは問題である。取水について樋に錠または切池の堤への土俵堰設置の時に立ち会うようにとする。

下穂積村の返答は、松沢池の池床の越石で水が溜まっている分を元の通りに田地にするか、切池樋より松沢池樋尻まで伏せ越すならば承知するという。しかし、上三ヶ村が旱魃になるので約定書の通り、樋への錠、切池の堤の土俵堰と分量石の設置をするように願ひ上げるとする。

上三ヶ村は、下穂積村が他領の下中条村へ松沢池の用水を渡したことを特に問題とし、利用について3点を下穂積村に相談している。

同年8月18日、下穂積村の村役人が川口役所に、①下穂積村の6寸3分の借り水を寸法の通りに戻す。②松沢池の樋口に錠を掛けては、急な大雨で増水し4か村立ち会いにすると急場を凌ぎが

たい。③下穂積村が勝手に下中条村へ分水をしたことはなく、当村番水の余水で分水している。切池の用水の水筋を3か村が前年通りとすれば和談し、新法の申し立てを止めてほしいとする。

同年8月26日、穂積3か村と倍賀村の村役人が松沢池の規定書を作成し、①松沢池の池床の年貢諸役等は、4か村から下穂積村へ毎年納める。高8斗余の分は、4か村が年貢諸役等を下穂積村へ渡し、同村が別庄村へ納める。越石米は、切池分は下穂積村が出す。残りの分は4か村より下穂積村へ渡す。②水を溜めている越石地の分は、4か村より下穂積村へ渡す。③米1石余の分は、山田別庄(所)村治郎左衛門が池を引き請け、4か村より下穂積村へ渡し、同村が別庄(所)村治郎左衛門へ納める。④米4石は、山田上村内で、高は小野原村の出作で4か村と引き請け、下穂積へ渡し、同村より小野原村へ納める。⑤奈良村の用水溜池溝筋は、4か村が買い取り、奈良村の用水溝とする。溝筋修覆費用は奈良村と4か村で二分する。⑥松沢池の取水は、池元の下穂積村より廻状を出し、1村で村役人1人ずつ立ち会う。順番は下穂積、中穂積、上穂積、倍賀、そして逆の順で引き取る。急難時は4か村で対応を決める。⑦池修覆は4か村で立ち会って相談の上で行う。切池からの取水は、4か村の順番が2度戻った上で1日ずつ加え、1度戻ったならば、切池の用水の替わりとして、下穂積村へ2日間渡す。

⑧切池の堤の修覆は、池中は下穂積村が行い、切池堤外は、松沢池の水圧が強く、堤を押し崩すので、4か村で立ち会って普請をする。⑨下穂積村の上ノ小堤池は、水の溜め方は池前の場所へ定石を3本入れ、宇松沢池中樋口まで水が溜れば、上ノ小堤池の定石まで溜めて渡す。⑩松沢池の用水は勝手に他村へ分水してはいけない。⑪松沢池用水溝筋の修覆は、4か村が相談の上行う。⑫松沢池の堤が大雨で損傷したならば、4か村で修覆し、松沢池の樋に錠をし、大雨にて急場であれば、下穂積村よりの廻状が着き次第、各村から人を出す。⑬松沢池の用水引きは、4か村で立ち会い、樋を留めて封印し、池元の下穂積村へ鍵を預けて置くとする。①・③・④は他村の土地や出作分で池となった場所の補償分の負担とみられる。

文久元年時点で松沢池の4か村での取水順や、諸負担の処理などまで細かく取り決めている。

次に、文久2年の一件を検討する(註17)。同年5月25日、4か村の庄屋が作成した約定取極書では、①下穂積村の上小堤池の分量石は、示談の上仮目印石より4寸あげる。②分量石は3本入れる。③松沢池の下樋より小堤池へ水を入れる時は、板を掛けて水を引いている。水引きの他は不用のため堤同様に平日は埋めておくとし、この写しを役所へ提出している。

同年7月5日、上三ヶ村の庄屋・年寄が川口役所に願書を出している。下穂積村が切池にある水を6寸減らし、切池に仮土俵堰をした。松沢池の越石地にある水を、松沢池に引き落とした上で土俵堰をするように掛け合ったが承知してもらえない。越石地の水まで土俵堰で溜められると難渋するので、松沢池取水の折柄のため見分願い上げるとする。同年7月8日、越石地の水を引き落とした上で、分量石を入れることで対談が行き届き、願いを取り下げている。

文久元・2年は下穂積村と上三ヶ村の対立が顕著になり、樋への錠、切池の堤への土俵堰と分量石の設置、松沢池の越石地にある水の利用などが争点となり、池の利用にあたって様々な問題が起きていた。

5. おわりに

以上、本稿では松沢池をめぐる争論から、池の運営と利用について検討してきた。

松沢池の運営と利用は、本論で確認した通りであるが、争論を経て、樋への錠や分量石の設置など詳細に取り決められていった。

争論の経過をまとめると、天保5年・10年には、4か村一体で造成費用の借財返済仕法の変更、池床にかかる年貢減免を願い出て、諸負担の軽減を検討していた。嘉永4年には、三宅郷から松沢池の悪水について訴えが出され、徒党を推測するほど近隣の村々と緊張関係にあった。この時は下穂積村が訴えられて対応に追われ、こうした一件によって以後の下穂積村と上穂積・中穂積・倍賀村との対立が生じていったものと考えられる。嘉永7年には、池床となった田地を潰したことなど、松沢池の造成について下穂積村の上三ヶ村への不満があらわれるようになり、文久元・2年には下穂積村と上三ヶ村の対立がより顕著になっていた。

最後に争論の発生理由を考察すると、4か村の水利の条件に差があったことが指摘できる。前述の通り、穂積3か村は、大井の井手から取水し、上穂積・中穂積村より下流で末端に位置する下穂積村の水量が少なくなることから、特に切池の用水は重要な水源であったため、切池の利用が争点になったものと考えられる。また、松沢池の年貢の減免が認められず、諸負担が継続する一方で、下穂積村は田地を潰したことで米の収量が減ることになり、負担の大きかったことが争論につながったと言える。以上から、4か村は松沢池の利用で一体を保つことができず、争論が発生したものと考えられる。

明治期以降の松沢池をめぐる周辺地域の動向については今後の課題としたい。

註

1) 穂積出作は、倍賀村の枝郷で、「天保郷帳（撰津国）」（国立公文書館蔵）によると倍賀村が230石余、穂積出作が214石余である。穂積出作は65石余が忍藩阿部家領で、文政10年に一橋家領となった。穂積出作の残りの分は、幕府領で文化7年（1810年）以降に高槻藩領所となっている（『日本歴史地名大系第二八巻 大阪府の地名』平凡社、1986年、pp. 174）。

2) 本稿で主に用いる文書は、岡村家文書（以下、岡と略）、下穂積村文書（以下、下と略）、植野家文書（写真版、以下、植と略）で、全て茨木市立文化財資料館保管。

3) 文化14年「安威川筋図」（奈良村文書3、茨木市立文化財資料館保管）、茨木市2016。

4) 享和元年「用水論立会絵図」（奥野家文書26-1、茨木市立文化財資料館保管）、茨木市2016。

5) 本項では、特に断らない限り、「新溜池字松沢池一件帳（文政11～天保10年）」（下32）による。

6) この時に作製を指示されている絵図は、前稿に掲載した松沢池の絵図（岡19）と考えられる。この松沢池絵図に記載された各村の村役人名が、天保5年の4か村の村役人名と一致し（下32）、文政13年時（植391）と天保10年時（下32）の4か村の村役人名とは一致しない。

7) 上三ヶ村とは、上穂積・中穂積・倍賀村を指し、大井の井手の上流・下流関係に基づく呼称とされる（茨木市2016）。

8) 切池は、下穂積村に所在し、同村が利用した池で

松沢池の北西に隣り合っている（【図2】）。

9) 天保11年「一札之事」（森尚弘家文書、『新修茨木市史 第五巻史料編近世』茨木市、2009年収録）。元利年賦の返済仕方は、天保6年から実施され、弘化元年（1844年）まで返済している（文久元年「松沢池一件御願書写」植415）。

10) 本項では、特に断らない限り、嘉永4年「下穂積村領内用水池の悪水流下のため三宅郷七ヶ村差支出入一件覚」（岡578）による。

11) 下郷7か村（三宅郷）の村高・領主は、岡578によると、宇野辺村（405石余）・東蔵垣内村（235石余）は土井大炊頭領、小坪井村（589石余）・乙辻村（214石余）・太井中村（342石余）は永井遠江守領所、丑寅村（229石余）・西蔵垣内村（219石余）は閑院宮家領であった。穂積3か村・倍賀村と領主が違い、全体的に村高はあまり多くない。

12) 浅川とは、松沢池のある谷筋を源流として、南流して奈良村などへ下る水路である。

13) 高槻藩が土砂留奉行をつとめている関係から、4か村は高槻藩役所に願い出たものと考えられる。また、前述の通り、倍賀村の枝郷穂積出作は高槻藩領所でもあった。

14) 嘉永4年「下穂積村領内松沢池につき三宅郷より故障一件他綴り」（岡579）。

15) 嘉永7年「松沢池次第書」（植412）。宛先の郡武助と笹川市兵衛は茨木市2016参照。

16) 文久元年の動向は、前掲註9）文久元年「松沢池一件御願書写」による。

17) 文久2年の動向は、文久2年「字松沢池一条諸向控・字上小堤池分量石一条・字切池土俵堰一条・去ル酉年秋以来松沢池規定書写控へ」（岡598）による。

参考文献（五十音順）

茨木市史編さん委員会2016『新修茨木市史第二巻通史Ⅱ』pp. 733～741

高橋伸拓2016「近世後期撰津国における溜池の造成—島下郡松沢池を中心に—」『茨木市立文化財資料館報』1号 pp. 12-16